○経済産業省令第一号総務務省

業 石 用 油 石 施 パ 油 設 1 パ プ 1  $\mathcal{O}$ 工 ラ プ ラ 事 1 ン  $\mathcal{O}$ 1 計 事 ン 業 事 画 業 法 検 法 査 昭 施 等 行 和 令 12 兀 関 十 す 昭 七 る 和 年 省 法 兀 令 + 律 及 第 七 年 U 百 石 政 五. 油 号) 令 パ 第 1 兀 を プ 実 百  $\equiv$ ラ 施 + 1 す ン る 七 事 号) た 業  $\Diamond$ 第  $\mathcal{O}$ 事 兀 石 業 油 条 用 パ  $\mathcal{O}$ 規 施 1 設 定 プ  $\mathcal{O}$ ラ に 保 基 1 安 づ ン 12 き、 事 関 業 す  $\mathcal{O}$ 及 る 事 び

令和二年十二月二十八日

省

令

 $\mathcal{O}$ 

部

を

改

正

す

る

省

令

を

次

 $\mathcal{O}$ 

ょ

う

12

定

 $\Diamond$ 

る

総務大臣 武田 良太

玉 経 土 済 交 産 業 通 大 大 臣 臣 梶 赤 羽 Ш 弘 志 嘉

石 油 パ イ プ ラ 1 ン 事 業  $\mathcal{O}$ 事 業 用 施 設  $\mathcal{O}$ 工 事  $\mathcal{O}$ 計 画 検 査 等 12 関 す る 省 令 及 び 石 油 パ 1 プ ラ 1

事 業  $\mathcal{O}$ 事 業 用 施 設  $\mathcal{O}$ 保 安 12 関 す る 省 令  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 省

石 油 パ 1 プ ラ 1 ン 事 業  $\mathcal{O}$ 事 業 用 施 設  $\mathcal{O}$ 工 事  $\mathcal{O}$ 計 画 検 査 等 12 関 す る 省 令  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第 \_\_ 条 石 油 パ イ プ ラ イ ン 事 業  $\mathcal{O}$ 事 業 用 施 設  $\mathcal{O}$ 工 事  $\mathcal{O}$ 計 画 検 査 等 12 関 す る 省 令 昭 和 兀 + 七 年 建通 商

設 産 業 省 自 運 輸 治 省 省 令 第 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す

る。

様 式 第 中 <u>=</u> 及 び 備 考 2 を 削 り ء 批  $\vdash$ 田 淮 9 +NH N F Ш \* 產 翭 戡 裕  $\triangleright$ 4  $rac{1}{2}$ 4  $\mathcal{N}$ (1

 $rac{1}{2}$ 0 を 瘟 掀 田 淮 9 +M N H Ш \* 產 継 戡 裕  $\triangleright$ 4  $\mathcal{C}$ of  $\mathcal{O}$ 1  $rac{1}{2}$ 12 改 8 る。

様 式 第 様 式 第 三 及 び 様 式 第 兀 中 (III) 及 75 備 考 3 を 削 る

様 式 第 五 中 及 び 備 考 4 を 削 る

様 式 第 九 中 及 び 備 考 六 を 削 る

石 油 パ 1 プ ラ 1 事 業  $\mathcal{O}$ 事 業 用 施 設  $\mathcal{O}$ 保 安 に 関 す る 省 令  $\mathcal{O}$ 部 改

正

条 石 油 パ 1 プ ラ 1 ン 事 業  $\mathcal{O}$ 事 業 用 施 設  $\mathcal{O}$ 保 安 12 関 す る 省 令 昭 和 几 + 七 年 自運通 商 治輸産 業 省省省 令 第

号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う 12 改 正 す る

第

様 式 第 中 (<u>II</u>) 及 び 備 考 2 を 削 り ء 批 田 淮 9 +14 N <del>1</del> Ш \* 產 辦 戡 桮  $\triangleright$ 4  $rac{1}{2}$ 4 Ø 1

 $\sim$ 0 を 瘟 批 田 纸 9 +14 N <del>1</del> Ш \* 產 牃 黙 裕  $\triangleright$ 4  $\sim$ 4  $\mathcal{W}$ 1  $\sim$ 12 改  $\Diamond$ る。

様 式 第 中 \_ (H) 及 び 備 考 3 を 削 る

様 式 第 三 及 び 様 式 第 兀 中 (II) 及 75 備 考 2 を 削 ŋ 瘟 批 田 淮 9 +M N H Ш \* 產 辦 戡 桮

 $\triangleright$ 4  $rac{1}{2}$ 4  $\mathcal{W}$ (1  $rac{1}{2}$ を 瘟 掀 田 淮 9 +14 N H Ш \* 產 牃 戡 裕  $\triangleright$ 4  $rac{1}{2}$ 4  $\mathcal{N}$ 1  $rac{1}{2}$ 0 に 改  $\Diamond$ る

様 式 第 五 中 (<u>H</u> 及 び 備 考 4 を 削 る

様 式 第 六 中 及 び 備 考 3 を 削 る

附

則

この省令は、公布の日から施行する。